

事務連絡
平成30年11月29日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

衛生検査所指導要領の正誤表の送付について

「衛生検査所指導要領の見直し等について」（平成30年10月30日付け医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知）の別添1衛生検査所指導要領の一部を下記のとおり訂正しますので、貴管下の関係行政機関、医療機関、衛生検査所、関係団体等へ周知願います。

記

衛生検査所指導監督基準4-1 摘要9(3)備考

正	誤
①・②	(1)・(2)

衛生検査所指導監督基準5 摘要3備考

正	誤
外部へ検査を委託する際の、情報及び検体の送付方法並びに検査結果の評価方法を明確化し、委託検査を適切に管理するものであること。 <u>(削除)</u>	外部へ検査を委託する際の、情報及び検体の送付方法並びに検査結果の評価方法を明確化し、委託検査を適切に管理するものであること。 <u>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</u>

